

令和8年度金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月12日

金山町長 佐藤英司



金山町告示第87号

令和8年度金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害等を防止するために設置する有害鳥獣侵入防止柵等（以下「防止柵等」という。）の設置の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者であつて、町内において農林水産物を生産する農業者等のうち、別表に掲げる要件を満たす者、かつ、納期限の到来した町税等を完納している者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額(率)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助の条件)

第5条 前条に規定する補助金は、他の補助制度との併用はできないものとする。

2 補助金の交付は、当該年度において1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。同一の防止柵等の設置場所では、防止柵等の設置完了の日から5年後の日の属する年度の3月31日までは、新たな交付の申請ができないものとする。

(1) 防止柵等設置計画書

- (2) 設置場所の位置図及び設置前の写真
  - (3) 見積書
  - (4) 形状・規格等に関する資料
  - (5) 町税等を完納していることを証明できる書類
- (交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更又は中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付申請及び添付書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金変更(中止)承認申請書（様式第3号）を町長に提出して、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金変更(中止)承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、防止柵等の設置が完了した日から30日を経過した日までに、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 防止柵等の設置に要した購入費の領収書
- (2) 設置場所の設置後の写真

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、金山町有害鳥獣被害防止総合対策交付金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この要綱に基づき提出された書類に、虚偽の記載があったとき。

(2) その他不正行為があったとき。

(遵守事項)

第13条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた防止柵の適正な管理に努めるとともに、事故防止のための安全管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定を受けた者は、補助事業により取得した財産を町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定を受けた者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は町長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合は、この限りではない。

(検査等)

第15条 町長は、交付決定を受けた者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(免責事項等)

第16条 交付決定を受けた者は、事業実施に伴う危険及び損害の防止に努めその責を負うものとし、町は事業により発生した損害についてその責を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

事業名	交付の要件	補助の対象となる経費	補助金の額(率)
令和8年度金山町 有害鳥獣被害防止 総合対策交付金	農作物被害軽減のため、 ほ場等への有害鳥獣の侵 入を防止しようとする農 業者等	防護柵、防護ネット等の 購入費 ※原則として5年以上の使 用に耐えられるものとす る。	事業費の1/2以内 (ただし、事業費上限の 200,000円とする。)